

特集

「働く貧困」に立ち向かう世界の労働組合 前進する世界の最賃闘争

——全労連『世界の労働者のたたかい 2014』より

「働く貧困」が世界的な広がりを見せる中で、最低賃金引き上げをめざす労働者・労働組合のたたかいが、先進国、途上国を問わず、各地で力強く前進している。

ここでは、全労連が編集している「世界の労働者のたたかい——世界の労働組合運動の現状調査報告」（2014年6月、第20集）に掲載されている取り組みについて紹介する。

〈中華人民共和国〉

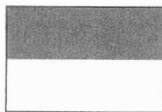


最低賃金基準の引き上げ

中国の最低賃金基準は、全国に31ある一級行政区（省、中央直轄市、民族自治区）ごとに現地政府が決定し、少なくとも2年に1回は改定することになっている。2013年は26の一級行政区で平均約18%引き上げられた。これは、2012年（平均20.2%）、2011年（平均22%）の上げ幅よりは低下した。2013年末現在、全国で最低賃金基準の月額最高は上海の1620元、時給最高は北京市と新疆ウイグル自治区の各15.2元となった。

第12次5カ年計画（2011－15年）では、全国の最低賃金基準額を年ごとに平均13%以上引き上げ、各地域で当該地域の平均賃金の40%以上とすることが決まっている。

〈インドネシア共和国〉



最低賃金が10年で3倍以上に

この2～3年インドネシア労働者の最低賃金が大幅かつ急激に引き上げられ、世界の労働組合と労働者からは大きな注目を集めている。と同時に、日系企業をはじめとしてこの国に進出している外国企業からは懸念と警戒心を呼び起こしている。

事実、インドネシアの最低賃金は、この10年間に3倍以上引き上げられている。ジャカルタ首都特別区の最低賃金でみると、2004年に月額67万1550ルピア（Rp）だったものが、2009年には100万ルピアを超え、そして2013年には前年比44%の引き上げでいっきに200万ルピアを超えて220万ルピアに達した（当時の為替レートで約1万9000円）。

■ 2014年の最低賃金

2014年の最低賃金引き上げについてインドネシアの労組は50%引き上げの要求を打ち出した。インフレの進行で首都の生活費が上昇したからである。

2013年6月、政府が財政赤字の削減をめざして燃料補助金の引き下げを実施。これによって燃料価格が44%値上がりし、インフレが加速。7月にはインフレ率が8.61%となり、4年半ぶりの高水準を記録した。また、ジャカルタ首都特別州の適正生活水準値は約400万ルピアと2012年の約198万ルピアから倍増した。組合は燃料補助金を引き下げた6月以降で労働者の購買力は3割低

下していると主張。物価上昇分も含めれば50%の賃上げが「最低ライン」だとの見解を示した。

これに対して、ジャカルタ当局は、2013年の最低賃金が前年比で44%引き上げられた結果、1万人の労働者が一時解雇された、労働生産性の改善がすまないまま大幅な賃上げが先行すれば、企業によるいっそうの人員削減を招くだけだと警告した。

11月1日、インドネシアにおける2014年の最低賃金率が発表された。ジャカルタ首都特別区は244万1301ルピアと前年比約11%増にとどまり、急激な上昇圧力が緩められた。工業団地が集中する西ジャワ州のブカシ県244万7445ルピア(22.3%増)、カラワン県244万7450ルピア(22.4%増)と、額としては大きく上がったものの、上昇率は前年と比べ比較的低めに抑えられた。

〈ベトナム社会主義共和国〉

最低賃金引き上げで生活は
改善されたか



2013年1月1日から実施された各企業に適用する区域別の最低賃金引き上げは次の通りである——第1区域が現行の200万ドンから235万ドンに引き上げ、第2区域が178万ドンから210万ドンに引き上げ、第3区域が155万ドンから180万ドンに引き上げ、第4区域が140万ドンから165万ドンに引き上げである。適用の対象は、企業、協同組合、協同グループ、農園、労働力を雇用する家族経営、個人、各機関、組織である。この最低賃金は、職業訓練を受けていない、規定の労働時間で働いた労働者の最低賃金であり、職業訓練を経た労働者には少なくとも、この最低賃金より7%多い賃金を支払うこととされている(2014年1月19日現在の為替レートは1円が202.30ドン)。したがって200

万ドンは約9886円であり、ベトナムの最低賃金は月額1万円前後ということになる。

2014年の区域別の最低賃金は、2013年より25万ドンから35万ドン高くなる。約15%の引き上げである。しかし、ベトナム労働総連盟が事前に提起していた引き上げ幅は30%であり、最低賃金引き上げ幅は労働総連盟の要求の半分に抑えられた。

ベトナムの最低賃金の体系にはもう一つ「一般最低賃金」と呼ぶ最低賃金体系がある。区域別最低賃金が民間企業に適用されるのに対して、一般最低賃金は国家予算から支給される賃金に適用される。一般最低賃金は83万ドンに改定され、5月1日に実施された。対象は幹部、公職員、軍隊の構成員、国家機関、軍隊、政治組織、社会組織などで働く職員である。一般最低賃金は賃金等級、賃金表の計算の基礎とされ、各種の手当一出産、労働災害、定年退職、遺族年金などの査定基準となっている。区域別最低賃金と一般賃金の関係では、区域別最低賃金の引き上げが先行し、それにつれて一般最低賃金も引き上げられることになる。

しかし、2013年1月1日からの区域別最低賃金の引き上げ、5月1日からの一般最低賃金引き上げ以降も労働者の生活の困難は続いている。ベトナム労働総連盟機関紙ラオドン5月10日付は「賃金が少ないので、労働者は残業を強いられている」との見出しで副業に精を出す労働者たちの生活の実態を伝えている。同記事によると、ホーチミン市トゥドゥック区にあるハサ会社の女性労働者ドー・ティ・ミーさん(53)は工場での仕事を終えて、帰宅し、夕食を済ませて、夜更けまで藤編み作業を続けている。「疲れるけど、無理をして稼いで、生活の足しにしている」——ミーさんは語った。同じ工場の労働者たちは「給料

が物価に追いつかない」、「給料は増えても、苦労は減らない」と語る。ミーさんの場合、給料は月に240万ドン（約1万2000円）で生活費に満たないが、会社も仕事がなく残業はないので、家で籐編みの副業をして、学齢期の2人の子どもを養っている。ホーチミン市ビンズアン区の工業団地のアインティン有限会社で働くグエン・ティ・フオンさんは7年間、この会社で働いているが、賃金は1か月280万ドン（約1万4000円）。結婚したばかりで、しかも夫がまだ定職がないので、彼女の稼ぎで生活している。残業を欠かさずしているので、毎月の稼ぎは450万ドン（2万2500円）になる。「これでも家族が食べる分がやっと」——フオンさんは語る。彼女の家では夕食を準備していたが、おかずはゆでた野菜と油で揚げた卵だけだった。「これでも今夜は卵があるだけましです」——彼女は苦笑した。

〈ネパール連邦民主共和国〉



最低賃金の値上げ

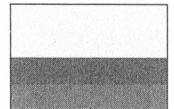
ネパールではインフレ傾向が続いており、経済成長や発展による結果だとされるが労働者・国民の生活悪化は引き続き継続している。

物価上昇はとりわけカトマンズ等都市部においては顕著であり、労組なども経営者、政府の3者間による協議最低賃金の値上げと賃金体系の修正が検討された。2011年3月24日に調印された3者間の協定によれば、一般労働者の最低賃金は月額6200ルピー（日額231ルピー）であったが、インフレの激しさから、現在全国に11ある労組団体では最高額で1万2500ルピーの要求をしている。最低賃金の適用が十分でないという指摘もあるが、労組が求める最低賃金の水準にはほど遠い。

7月に政府と主要労働団体は傘下にある労働者の最低賃金を改正することに同意した。従来の基準賃金は6200ルピーであったがこれを8000ルピーとした。マオイスト・バイデア派と同派の労組はこれを1万5000ルピーにするよう抗議した。

またこの最賃引き上げ合意を受けても、労働条件への不満は高い。南部テライ地区では労働争議が頻発した。ネパールの主な工業生産の拠点はインド国境にあるが、労組の活動も活発で、賃上げ、福利厚生改善などの要求で経営者側との交渉が激しさを増している。

〈コロンビア共和国〉



最低賃金

2013年に最低賃金をめぐる経営側と労組側の交渉が不調に終わったが、政府は月58万9500ペソ（約333ドル）を4%引き上げると発表した。憲法により政府は労働、経営の双方の意見を踏まえて最賃を決めることになっている。

政府は2012年のインフレ率が2.65%だったことから実質的な引き上げだと説明したが、労働側は税制改正とあわせると格差をさらに拡大するものになると反発した。

労組ナショナルセンターのコロンビア統一労組（CUT）は、日に760ペソ（約43セント）の引き上げは、富裕層への税金控除に比べると微々たるものと批判した。経営側は当初、3.5%を主張した。これより引き上げると、非正規を増やすことになる。前年は5.8%の引き上げだった。